

神戸市営地下鉄車内放送広告及び駅名板下広告募集要項

1. 目的

神戸市交通局（以下、「交通局」という）は、市営地下鉄の駅が、最寄りのランドマーク性のある施設や事業所等と結びつくことで、駅周辺の活性化や地下鉄を利用されるお客さまの利便性の向上、広告収入の確保につなげるため、「車内放送広告及び駅名板の下部広告（以下、「駅名板下広告」という）」の広告主を募集する。

2. 募集対象駅

	①西神・山手線/北神線 (29 編成)	②海岸線 (10 編成)	両線 (①+②)
車内放送広告・ 駅名板下広告 (セット)	大倉山駅、湊川公園駅 上沢駅、総合運動公園駅 学園都市駅、西神中央駅	駒ヶ林駅	
車内放送広告	谷上駅、長田駅	旧居留地・大丸前駅	新長田駅

※広告主は、1 駅・1 区間につき 1 社とする

※車内放送広告単独は、駅名板下広告の設置が無い駅に限る

※新長田駅は、西神・山手線/北神線と海岸線で同一広告主とする

3. 広告期間等

広告期間等	2025 年 7 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで ※車内放送広告：交通局で一編成ずつ作業を行うため、全編成一斉放映開始とはならない場合がある。 ※駅名板下広告：上記は掲出可能期間であり、当該期間中に広告を掲出または撤去すること。
広告料金等	・最低広告料金は「募集対象駅最低広告料一覧」(別紙 1)のとおりとし、広告主は、最低広告料金以上の金額で申込を行うこと。 ・広告料金の発生は、車内放送広告は全編成で放映が開始した日、駅名板下広告は掲出作業開始日からとする。 ・月途中の場合、一月を 30 日としたうえで、日割計算する。
変更・撤去等	・車内放送広告は、交通局が音源製作と車両への設定作業を行う。 ・広告内容の変更や中止が必要な場合は、2 ヶ月前までに申し出ること。 ・変更等にかかる費用については、交通局は広告主へ実費相当分を請求する。 ・駅名板下広告は、神戸市交通局指定広告代理店が設置作業を行い、作業費用は広告主が負担すること。

留意事項	・交通局の業務上の都合及び緊急放送その他の事情により、車内放送広告を放送しない場合があることを了承すること。
------	--

4. 広告内容

車内放送広告	・車内放送広告は、下記に例を示すとおり、定型文と 40 文字以内のアナウンス広告とする。 ・アナウンス広告は、交通局審査により、文言変更を求めることがある。 出発後：「次は、学園都市、学園都市、●●●●の▲▲へはこちらが便利です。」 停車前：「学園都市、学園都市、●●●●の▲▲へはこちらが便利です。」 ※▲▲は「申込書」（別紙 2・別紙 3）の「広告内容」（会社名や店名等） ※●●●●は、上記の▲▲を修飾したい場合に▲▲を含めず「申込書」（別紙 2 または別紙 3）の「40 文字以内のアナウンス広告」に記載した文言とする。 （例）地域に根差して活動する▲▲不動産。 こどもから高齢者まで、神戸地域の健康を伴走型でサポート、▲▲クリニック。 ※40 文字：「広告内容」と句読点を含まず、ひらがな 1 文字につき 1 文字でカウントとする。 ※▲▲が長い、駅間が短い場合など、文言変更を求める場合がある。
駅名板下広告	・駅名板下広告は、「▲▲前」と表示する。▲▲は「申込書」（別紙 2）の「広告内容」に記載した文言とする。 ・掲出場所及び仕様は、「駅名板下広告の仕様」（別紙 4）を原則とする。最大設置可能数は「募集対象駅最低広告料一覧」（別紙 1）に記載のとおりとする。 ・書体及びデザイン（イラスト・ロゴ）は、事前に交通局の了承を得ること。 ・文字色は白、地色は交通局の指定する色（西神・山手線は緑、海岸線は青）とする。 ・文字等のサイズは、駅名より小さくすること（原則、面積比で 8 割以下）。
トレインビジョン	・駅名板下広告は、西神・山手線/北神線の車内ビジョン（トレインビジョン）のテキスト表示を行う。 ※表示イメージは「トレインビジョンへの表示について」（別紙 5）を参照のこと

5. 駅名板下広告の施工及び維持等

- ・剥がれにくい仕様とし、施工方法及びデザイン案を事前に交通局へ提示し、協議すること。
- ・広告面に破損が起きた場合は速やかに補修を行うこと。
- ・年に1度、広告面を清掃すること。
- ・設置、維持管理、撤去、原状回復は広告主の負担とする。

6. 応募方法

(1) 募集要項の交付

交付開始：2025年4月24日（木）14時

交付場所：神戸市交通局ホームページに掲載

問合せ先：阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社

メディア局 神戸メディアセクション

〒653-0841 神戸市長田区松野通1丁目2-1（新長田地下鉄ビル B1F）

電話：078-647-8203

Email：kobecity_ooh@hhms.co.jp

(2) 申込期間

募集要項の交付開始日から2025年5月30日（金）17時まで（郵送の場合は必着）

※期限までに申込が無かった駅については、2025年7月1日以降、随時募集する。

(3) 申込方法

下記の書類を神戸市交通局指定広告代理店（別紙6）を通じて、上記問合せ先（阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社）へ直接持参又は郵送すること。

①駅名板下広告及び車内放送広告（セット）申込書（別紙2）または車内放送広告（単独）申込書（別紙3）

②確約書（別紙7）

7. 広告主の選定

(1) 選定方法

交通局は、「神戸市営地下鉄車内放送広告・駅名板下広告審査選定委員会」を設け、「車内放送広告及び駅名板下広告の広告主選定基準（以下、「選定基準」という）」（別紙8）により、広告主及び広告内容の審査・選定を行う。なお、個別の審査内容は、非公開とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、2025年6月中旬までに神戸市交通局指定広告代理店へ通知する。

8. 広告主の選定取り消し

- ・交通局は、広告内容が選定基準に該当しなくなった場合や、広告主が悪質企業者等として摘発または行政処分を受け、もしくは受ける可能性があると考えられる場合は、契約期間にかかわらず、広告主の選定を直ちに取消し、あわせて掲出された広告等を撤去させることができる。その場合、広告料は返金しない。撤去の際に発生する費用は、広告主または広告代理店の負担とする。

- ・前項の処分を行った場合、交通局は当該駅について、翌月以降随時募集の対象とする。

9. 広告主選定後のキャンセル

- ・広告主選定後のキャンセルについては、原則認めない。ただし、特段の事由があり交通局が認めた場合はこの限りでない。

10. 広告料の支払

- ・交通局の広告取扱事業者である阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社の請求に基づき、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期として、それぞれの期の最初の月に納付する。なお、掲出開始時の初回の支払いは、掲出月の翌月末日までに納付すること。

12. その他

- ・交通局事業等の理由により、駅名板下広告の周辺環境が変わることがある。